京都市告示第111号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき,平成20年6月2日付けで認可した笹屋町一丁目町内会の主たる事務所の所在地及び代表者変更の届出,平成9年3月14日付けで認可した醍醐北団地会の代表者変更の届出があったので,同条第10項の規定により,次のとおり告示します。

平成25年4月30日

京都市長 門川 大作

変更があった事項及びその内容

1 主たる事務所の所在地

	変更前	変更後
笹屋町一丁目町内 会	京都市上京区笹屋町通智 恵光院西入笹屋町一丁目 550番地2	京都市上京区笹屋町通浄 福寺東入笹屋町一丁目 5 4 4 番地

2 代表者の氏名

	変更前	変更後
笹屋町一丁目町内 会	森 純一	吉川 忠雄
醍醐北団地会	熊谷 司郎	三宅 恵子

3 代表者の住所

	変更前	変更後
笹屋町一丁目町内 会	京都市上京区笹屋町通智 恵光院西入笹屋町一丁目	京都市上京区笹屋町通浄福寺東入笹屋町一丁目5
醍醐北団地会	550番地2 京都市伏見区醍醐大高町 16番地の9	4 4 番地 京都市伏見区醍醐京道町 1 3 番地 2 6

(文化市民局地域自治推進室)